

企業の皆様へのお知らせです

国家公務員倫理審査会

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接触・交流する際、国家公務員には一定のルールがあります。
- ✓ 皆様との会合、皆様からの贈与などについては、国家公務員にとって禁止行為に当たる場合もありますので、特にご留意ください。

- 国家公務員は、「利害関係者」（契約の相手方、許認可の申請者、立入検査を受ける事業者等）との間で、例えば以下の行為が禁止されています。
  1. 金銭、物品等の贈与を受けること
  2. 無償の役務の提供を受けること（例：社用車による送迎）
  3. 供応接待を受けること（「割り勘」による飲食は可能）
- 国家公務員は、「利害関係者」以外の事業者等との間でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止されています。

公務員倫理ホットライン

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は…

【電話】 03-3581-5344

（土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9:30～18:15）

【WEB】

検索 



通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、  
通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています